

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

### 医療情報システムにおける標準化の推進について

情報通信技術は急速に進歩を遂げており、医療分野でも地域医療連携や正確なエビデンスに基づく保健事業等の推進、医療安全対策や業務の効率化など、情報通信技術を課題解決の手段として活用する取組が各地域において進められている。政府においても医療の情報化を重要な政策課題として掲げ取組を進めているところである。

医療機関の内部や異なる医療機関の間において、医療情報を電子的に活用するような取組を進めるにあたっては、必要な情報がいつでも利用可能となるよう、医療情報システムを標準的な形式のメッセージや標準とされるコードを用いて設計することが必要となる。

厚生労働省では、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保について示すとともに、「保健医療情報標準化会議」からの提言を踏まえ、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格(以下「厚生労働省標準規格」という。別紙参照のこと。)を順次定め、その普及啓発を図っているところである。厚生労働省標準規格については、現時点では医療機関等に対し、その実装等を強制するものではないが、その実装が医療情報システムの標準化や相互運用性を確保する上で必須であることから、厚生労働省が行う各種補助事業等や諸施策においては、厚生労働省標準規格の実装を前提とすることとしている。

診療報酬上、保険医療機関等において作成、交付、保存(以下「作成等」という。)することとされている文書についても、医療情報システムを用いて電子的に作成等することが一般的となっているが、今般、改めてその取扱いについて周知するとともに、これらの標準化や相互運用性を確保することが不可欠であることから、その取扱いについては下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関等に対し、周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

1 保険医療機関等が、診療報酬の算定にあたって作成等することとされている文書については、電子的に作成等された場合であっても、書面（紙媒体）によるものとみなして取り扱うこととして差し支えない。ただし、処方箋の取扱いについては「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について（平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発0331020号、保発第0331005号）」第二の2の（4）処方せんの手配 によるものであること。

2 1の取扱いにあたっては、当該保険医療機関等において、旧システムで保存された医療情報を確実に利用できることや他の保険医療機関等で見読等できることが不可欠であることから、保険医療機関等において医療情報システムの導入、更新等を行う際にはシステムベンダ等に対し、ガイドライン、厚生労働省標準規格等を踏まえた対応を求めていくなど適切に対応するものであること。なお、ガイドライン及び厚生労働省標準規格については、定期的に改定を行っており、参照する際には最新の版であることに十分留意すること。



政社発0323第1号  
平成24年3月23日

各  
〔 都道府県知事  
地方厚生（支）局長 〕  
殿

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）



「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の  
一部改正について

今般「保健医療情報標準化会議」において「新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」（平成24年3月5日保健医療情報標準化会議）が提言されたことを受け、新たに、下記の規格についても、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格（平成22年3月31日 医政発0331第1号。以下「厚生労働省標準規格」という。）として認めることとし、別紙のとおり改正することとしたため、貴職におかれても、御了知の上、関係者に周知方を願います。

また、厚生労働省における、医療機関を対象とした医療情報の交換・共有による医療の質の向上を目的とした「厚生労働省電子的情報交換推進事業」の成果<sup>※1</sup>や、経済産業省における、複数の情報処理事業者間で開発されたシステムの相互運用の推進・普及を図ることを目的とした「医療情報システムにおける相互運用性の実証事業」の成果<sup>※2</sup>の活用についても、引き続き積極的な検討をお願いしたい。

記

1. HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携指針 (JJ1017 指針)

※1 : SS-MIX 普及推進コンソーシアム

(<http://www.hci-bc.com/ss-mix/ssmix/index.html#ssmix>) 参照

※2 : 実証事業報告書 ([http://www.nss-med.co.jp/project/project3\\_1.html](http://www.nss-med.co.jp/project/project3_1.html)) 参照

保健医療情報分野の標準規格 (厚生労働省標準規格) について  
(※二重下線部が追加の規格)

1 厚生労働省標準規格

厚生労働省標準規格は以下の規格等とする。

- HS001 医薬品 HOT コードマスター
- HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書 (患者への情報提供)
- HS008 診療情報提供書 (電子紹介状)
- HS009 IHE 統合プロフィール「可搬型医用画像」およびその運用指針
- HS010 保健医療情報-医療波形フォーマット-第 92001 部:符号化規則
- HS011 医療におけるデジタル画像と通信 (DICOM)
- HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約
- HS013 標準歯科病名マスター
- HS014 臨床検査マスター
- HS016 JAHIS 放射線データ交換規約
  
- HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携指針 (JJ1017 指針)

※標準規格の名称は、医療情報標準化指針 (医療情報標準化推進協議会) における名称を使用。

※規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会のホームページを参照すること。  
<http://helics.umin.ac.jp/>

2 厚生労働省標準規格について

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省標準規格については現在のところ、医療機関等に対し、その実装を強制するものではないが、標準化推進の意義を十分考慮することを求めるものである。

医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.1 版」第 5 章を参照すること。

3 厚生労働省標準規格の更新について

厚生労働省標準規格については、今後「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ、適宜更新していくものである。